

伊豆市地域防災計画

～災害死者ゼロを目指して～

大火災対策編



令和7年2月

伊豆市防災会議

目 次

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1
-----------------------	---

I 大火災対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
1 伊豆市（駿東伊豆消防本部事項は除く）	2
2 駿東伊豆消防本部	2
3 静岡地方気象台	3
第2節 過去の顕著な災害	3
1 修善寺温泉街火災	3
2 糸魚川市大規模火災	3
第3節 予想される災害と地域	3
1 予想される災害	3
2 伊豆地方の気象条件	3

発 災 前	頁
第2章 火災予防計画	4
第1節 消防体制の整備	4
1 消防組織の確立	4
2 消防施設の整備	4
3 消防救急の広域化の推進	4
4 消防力の現況	4
5 消防団員の教育	4
6 消防団の活性化	4
7 緊急消防援助隊の受援体制の確立	4
第2節 火災の予防対策	4
1 建物不燃化の指導	4
2 消防用設備等の整備	4
3 防火管理体制の整備	4
4 防火対象物の火災予防	4
第3節 林野火災対策の推進	5
1 林野火災関係機関	5
2 予防設備の整備	5
3 防災知識の普及啓発	5
第4節 火災気象通報の取扱い	5

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	6
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
1 市消防活動体制	6
2 広域協力活動体制	6
3 大規模林野火災対策	6
第2節 情報伝達系統図	6
第3節 市の対応	6
1 大規模火災災害応急体制	7
2 災害対策本部	7

復 旧 ・ 復興期	頁
第4章 災害復旧計画	8
第1節 各機関が実施する対策	8

目 次

Ⅱ 大爆発対策計画

総 則	頁
第1章 総則	9
第1節 関係機関の業務の大綱	9
1 市	9
2 警察	9
3 消防機関（駿東伊豆消防本部）	9
4 関係事業者	9
第2節 予想される災害	9

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	11
第1節 ガス災害予防	11
1 高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	11
2 高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	11
3 LPガスの保安推進	11
4 高圧ガス運搬車両の保安指導	11
5 防災訓練	11
6 ライフライン防災連絡会による連携強化	11
第2節 危険物災害予防計画	12
1 危険物関係事業者の自主保安体制の構築	12
2 危険物事故防止対策	12
3 危険物安全週間	12
4 危険物運搬車両の安全指導	12
5 防災訓練	12
第3節 火薬類災害予防計画	12
1 火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	12
2 火薬類関係事業所の監視指導	12
3 火薬類危害予防週間	13

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	14
第1節 関係機関の業務の大綱	14
1 市・消防機関（駿東伊豆消防本部）	14
2 警察	14
3 発災事業者	14
第2節 情報伝達	14
第3節 市の対応	14
1 突発的災害応急体制	15
2 災害対策本部	15

復 旧・復興期	頁
第4章 災害復旧計画	16
第1節 原因究明と是正措置	16
1 発災事業者の対応	16
2 関係機関の対応	16
3 産業や住民生活に関する普及措置	16
4 情報公開、広報	16

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第 1 章

I 大火災対策計画及びII大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、伊豆市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、伊豆市及び防災機関が行うべき伊豆市の地域（「石油コンビナート等災害防止法」第 2 条第 2 号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災地区を除く。）に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記載内容
第 1 章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第 2 章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第 3 章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、市の対応
第 4 章 災害復旧計画	各機関が実施する対策

II 大爆発対策計画

章	記載内容
第 1 章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害
第 2 章 災害予防計画	ガス災害予防、危険物災害予防、火薬類災害予防
第 3 章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達、市の対応
第 4 章 災害復旧計画	原因究明と是正措置

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第 1 章

I 大火災対策計画

第 1 章 総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災の発生、高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

1 伊豆市（駿東伊豆消防本部事項は除く）

(1) 消防体制の整備

- ア 消防組織の確立
- イ 消防施設の整備
- ウ 消防救急の広域化の推進
- エ 消防団員の教育
- オ 消防団の活性化

(2) 火災予防対策

- ア 建物の不燃化の指導
- イ 消防用設備等の整備
- ウ 防火管理体制の整備
- エ 防火対象物の火災予防

(3) 林野火災予防対策

- ア 林道（防火道）等の整備
- イ 予防設備の整備
- ウ 消防資機材の配備

(4) 災害応急対策

- ア 消防活動
- イ 広域活動協力体制

2 駿東伊豆消防本部

(1) 消防体制の整備

- ア 消防組織の確立
- イ 消防施設の整備
- ウ 消防救急の広域化の推進
- エ 消防署員の教育
- オ 緊急消防援助隊の受援体制の確立

(2) 火災予防対策

- ア 建物の不燃化の指導
- イ 消防用設備等の指導
- ウ 防火管理体制の整備
- エ 防火対象物の火災予防

(3) 林野火災予防対策

- ア 林道（防火道）等の調査
- イ 予防設備の調査
- ウ 消防資機材の配備

(4) 災害応急対策

- ア 消防活動
- イ 広域活動協力体制

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第1章

3 静岡地方気象台
火災気象通報の発表

第2節 過去の顕著な災害

1 修善寺温泉街火災

平成28年5月4日10時28分頃、修善寺温泉区で火災が発生し、家屋10棟（7世帯）が焼失した。

人的被害はなかったが、当該地区数百世帯で停電が発生し20時25分頃まで続いた。

上記以外でも近隣の住宅の一部や駐車車両にも被害が発生した。

2 糸魚川市大規模火災

平成28年12月22日10時20分中華料理店のコンロの消し忘れから発生した火災は折からの強風（最大風速13.9m/s）により拡大し、147棟に被害を与え鎮火には翌日の夕方まで約30時間を要した。

人的被害は、消防団員15名を含み17名で死者は発生しなかった。火災の特性は、昭和初期に建造された雁木造の商店街や木造住宅の密集地域に加え強い南風により延焼した。

また、強風により火点が分散し、応援による多数の消防車の放水で消火用水が足りなる事態も発生した。

第3節 予想される災害と地域

1 予想される災害

- 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - ・ 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置
北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
 - ・ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置
連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

2 伊豆地方の気象条件

気温は、県内でも温暖な地域となっていて、平均温度は16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。しかし、田方平野では、日中と夜間の気温格差が大きく、特に冬季の夜間は顕著な冷え込みとなる。

- ・ 風速は南伊豆で全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の1月、2月では10m/s以上になる日数は共に50%ぐらいとなっている
- ・ 低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。しかし、伊豆北部にあたる田方平野では、冬期は南西の風が卓越するが、その他の時期は海陸風型の変化を示し、一般に風は弱く、被害を伴うような強風は台風、前線等によって現れている。
- ・ 東海岸と西海岸地域についてみると、特に風については東海岸では北東気流による影響が大きく、天気も北東風により悪天となる。西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第2章

第2章 火災予防計画

市においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

1 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 消防施設の整備

市は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

3 消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

4 消防力の現況

市における消防力の現況は資料編<消防ポンプ自動車等整備状況(消防団)>のとおりである。

5 消防団員の教育

消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校に派遣するとともに、一般教育訓練を実施するものとする。

6 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

7 緊急消防援助隊の受援体制の確立

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第2節 火災の予防対策

1 建物不燃化の指導

市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

2 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

3 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。

4 防火対象物の火災予防

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第 2 章

市は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第 3 節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

1 林野火災関係機関

各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(伊豆)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第 34 普通科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター

2 予防設備の整備

関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

3 防災知識の普及啓発

市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

第 4 節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第 22 条第 1 項の規定により、知事(静岡地方気象台長)から市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区分	内容	
火災気象通報の基準	対象地域	実施基準
	概ね市町単位(二次細分区域)	・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報される。 ・毎朝(5 時頃)、24 時間内の気象概況を気象概況通報として通報され、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当又は該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報される。(降水予想の場合などは、明示しない場合がある。) ・注意すべき事項は次の 3 つに区分されている。火災気象情報【乾燥】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・定時(毎朝 5 時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報される。
市長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。	
火災警報の発表	市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。	

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第3章

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

1 市消防活動体制

市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 広域協力活動体制

(1) 市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

(2) その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

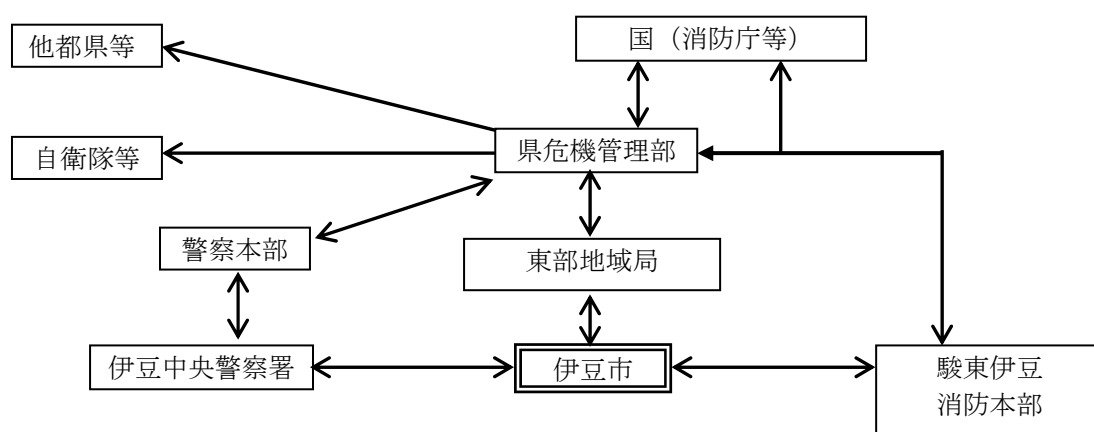
ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

3 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

- 大規模火災が発生した場合は、「大規模火災災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第3章

1 大規模火災災害応急体制

区分	内容
体制配備基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ 駿東伊豆消防本部消防長からの要請 ウ その他、市長が指示したとき
組織	<pre> graph TD Mayor[市長] --- Crisis[危機管理課] Mayor --- Branch[当該支所] Mayor --- Staff[関係部局員] Mayor --- Fire[消防団] Mayor -.- FireDept[駿東伊豆消防本部] </pre>
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 災害対策本部設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

2 災害対策本部

区分	内容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 県知事への報告及び要請・要求 エ 関係機関への支援要請・要求 オ 2次災害等発生防止措置

3 「大火災対応マニュアル（案）」を整備する。

《大火災対策編》
(大火災対策計画)
第4章

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内容
市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	県、市等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

《大火災対策編》
(大爆発対策計画)
第 1 章

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故による発災時の被害の拡大を防止するための事故発生時の応急対応等について定める。高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

1 市

- (1) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の県や関係機関との連絡調整
- (2) 大規模事故発生時の危機管理対応
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故の再発防止指導

2 警察

- (1) 火薬類事業者の保安指導
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

3 消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 危険物事業者の許認可
- (2) 煙火の消費許可
- (3) 災害発生時の消火、人命救助活動
- (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

4 関係事業者

- (1) 自主保安体制の構築
- (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練等の実施
- (5) 災害発生時の関係機関への通報
- (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第 2 節 予想される災害

- 高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。

区 分		計
貯蔵所	屋内貯蔵所	8
	屋外タンク貯蔵所	17
	屋内タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	69
	簡易タンク貯蔵所	1
	移動タンク貯蔵所	9
	小 計	113

《大火災対策編》
(大爆発対策計画)
第 1 章

取扱所	給油取扱所	3 0
	一般取扱所	2 1
	小 計	5 1
	合 計	1 6 4

※令和 6 年 1 月 1 日現在

高圧ガス製造事業所（第 1 種）

区分	冷 凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス				
			酸素	水素	アンモニア	塩素	その他
事業所数		1					

※ 不活性ガス・圧縮空気を除く。

※ 一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防

1 高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築

高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- (4) 事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

2 高圧ガス関係団体等の保安体制の構築

(1) 緊急応援体制の整備

静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。

(2) 防災資機材の整備

災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。

(3) 防災訓練

高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的の実施し、防災能力の向上を図る。

(4) LPガスの自主保安の推進

製造事業所相互援助協定の締結

製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。

一般消費先の安全対策

ア 安全機器、地震対策機器の普及促進

イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発

ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起

3 LPガスの保安推進

LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。

- (1) 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施
- (2) 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備
- (3) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収
- (4) 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進

4 高圧ガス運搬車両の保安指導

高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県、警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。

5 防災訓練

市、警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

6 ライフライン防災連絡会による連携強化

ライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県、ガス関係事業者との連携を強化する。

《大火災対策編》
(大爆発対策計画)
第2章

第2節 危険物災害予防計画

1 危険物関係事業者の自主保安体制の構築

危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- (4) 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

2 危険物事故防止対策

市は、危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

3 危険物安全週間

毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る

4 危険物運搬車両の安全指導

危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。

- (1) 事故対応マニュアルの策定
- (2) 危険物運搬車両の監視指導
- (3) 事故対応合同訓練

5 防災訓練

市、警察、消防、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

1 火薬類関係事業者の自主保安体制の構築

火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施
- (4) 事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

2 火薬類関係事業所の監視指導

- ・ 市、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造物、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。
- ・ 市及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。
- ・ 市及び消防は、花火の正しい取扱い等について、市民への広報啓発を行う。

《大火災対策編》
(大爆発対策計画)
第2章

3 火薬類危害予防週間

関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組むとともに講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

1 市・消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報
- (2) 市の対策本部設置
- (3) 消火活動
- (4) 人命救助活動
- (5) 避難誘導
- (6) 事故調査

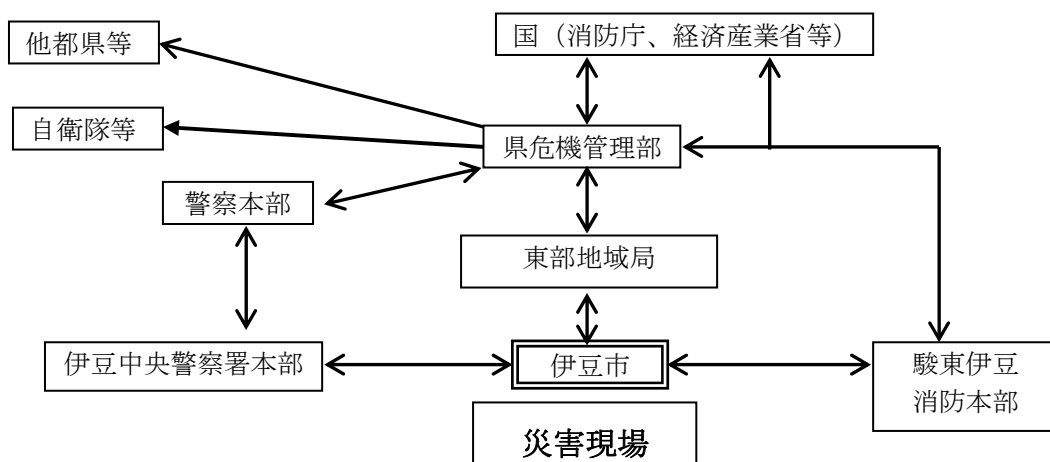
2 警察

- (1) 事故捜査
- (2) 交通規制
- (3) 避難誘導

3 発災事業者

- (1) 事故通報
- (2) 自衛防災対応
- (3) 災害拡大防止措置
- (4) 関係機関への協力
- (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達



第3節 市の対応

- 大規模爆発が発生した場合は、「大規模爆発災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

《大火災対策編》
(大爆発対策計画)
第3章

1 突発的災害応急体制

区分	内容
体制配備基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故 イ 駿東伊豆消防本部消防長からの要請 ウ その他、市長が指示したとき
組織	<pre> graph TD Mayor[市長] --- Crisis[危機管理課] Mayor --- Branch[当該支所] Mayor --- Members[関係部局員] Mayor --- Fire[消防団] Mayor -.- FireDept[駿東伊豆消防本部] </pre>
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 災害対策本部設置に先行した広域物資拠点、臨時ヘリポート等の確保

2 災害対策本部

区分	内容
災害対策本部の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 県知事への報告及び要請・要求 エ 関係機関への支援要請・要求 オ 2次災害等発生防止措置

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

1 発災事業者の対応

- ・ 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。
- ・ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。
- ・ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

2 関係機関の対応

- ・ 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。
- ・ 必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

3 産業や住民生活に関する普及措置

- ・ 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。
- ・ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。
- ・ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。
- ・ 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。
- ・ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
- ・ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

4 情報公開、広報

- ・ 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。
- ・ 市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。